

一般社団法人地理情報システム学会（GISA）

GIS 資格認定協会（GISCA）

GIS 上級技術者認定規程

2011-05-21

2012-04-01

2012-07-31

（総則）

第一条 この規程は、GIS 資格認定協会（以下、「GISCA」という。）運営規約（以下、単に「運営規約」という。）第四条第3項及び第十一条に基づき、GIS 上級技術者を認定するための手順、基準等を定めるものである。

（申請マニュアル）

第二条 幹事長は、GIS 上級技術者の認定手続を効率的に行うため、申請マニュアルを定め、又は改定する。この場合、幹事長は、必要な範囲で幹事に意見を求めることができる。

2 前項のマニュアルを定め、又は改定しようとするときは、幹事長は、資格認定委員長の了承を得なければならない。

3 資格認定委員長は、前項の同意を求められた場合には、いずれかの資格認定委員に意見を求めることができる。

4 幹事長は、第1項のマニュアルを定め、又は改定したときは、全ての幹事にその旨を報告するものとする。

（審査の方法）

第三条 事務局は、申請者から提出された申請書において、申請者が GIS 学会員、関連学協会（運営規約第九条第9項の関連学協会をいう。）等の会員又は賛助団体の構成員のいずれかであることを確認する。

2 運営規約第四条第3項に定める、資格認定委員長が指名する資格認定委員の数は2名以上とする。

3 資格認定委員は、申請が以下の各号の認定基準を満たすか否かを審査し、全ての基準を満たす場合には、資格認定委員長に認定が適当である旨を連絡し、それ以外の場合には、認定が不適当である旨を連絡する。

- 一 別に定める方法で計算する教育ポイントが30ポイント以上
- 二 別に定める方法で計算する経験ポイントが60ポイント以上
- 三 別に定める方法で計算する貢献達成度ポイントが8ポイント以上
- 四 第一号から前号のポイントの総数が150ポイント以上

4 前項第一号から第三号まで別に定めることとしているポイントの計算方法の詳細は、幹事長が、代表からの委任を受け、資格認定委員長の了承を得た上で定め、第二条に基づき

定められる申請マニュアルに記載する。

5 第3項にかかわらず、2012年末までに限り、実務経験が200ポイント以上を有することを認定基準として設定し、当該基準を満たすか否かにより第3項の審査をする方法をあわせて運用する。この場合におけるポイントの計算方法の詳細は、前項に準じて定める。

6 資格認定委員は、申請内容に疑義がある場合は資格認定委員長に報告し、資格認定委員長は、事務局を経由して、申請者に対して申請書の再提出を求めることができる。

7 資格認定委員長は、自ら及び資格認定委員全てから認定が適当である旨の連絡がある場合に限って、認定が適当であることを代表に報告する旨の審査結果の議決を行うものとし、それ以外の場合には不合格として申請を却下することを代表に報告する旨の審査結果の議決を行うものとする。

8 申請者は、前項の不合格通知に不服があるときは、不合格通知を受け取った日から2週間以内に、申請が正しいことを明確に証明する資料を添えて、不服の申出をすることができる。

9 資格認定委員は、前項の不服の申出があったときは、再審査を行い、本条第3項から第6項の規定に準じて資格認定委員長に報告する。

10 資格認定委員長は、前項の報告があったときは、本条第7項の規定に準じて、資格の付与の可否を議決し、代表に報告する。このとき、再度不合格と決定した場合は、申請者は不服の申出をすることができない。

#### (認定証の発行)

第四条 事務局は、運営規約第九条第8項に基づいて認定する、又はしないとの連絡を受けた場合は、幹事長の了承を得て、認定証の発行手続きに着手する。認定しない場合は、申請者に電子メール等で通知する。

2 事務局は、運営規約第十四条第2項に定める申請料の振込みがなされたことを会計担当幹事に確認した後、速やかに、認定を行った者に、認定証発行日を記載した認定証を送付する。

3 事務局は、認定を行った者の名簿を、個人情報保護法等関係法令及びGISCAが定めるプライバシーポリシーに則り、適切に管理するものとする。

#### (認定の有効期限)

第五条 資格の有効期間は、認定証発効日から5年を経過する日(以下「失効日」という。)までとする。

2 資格は、資格を有する者が失効日までに次条第1項の継続申請又は次条第3項の不服申立をしなかったときは、その効力を失う。

#### (継続申請)

第六条 資格の更新を受けようとする者は、失効日の 3 月前から失効日までの間に、別に定める様式により継続申請書を提出しなければならない。

2 前項の継続申請に基づき資格の継続を認定するときの新たな認定証の発効日は、当該継続申請に係る失効日の翌日とする。

3 第 1 項の継続申請をした者は、当該申請について不合格通知を受け取った日から 2 週間以内に、申請が正しいことを明確に証明する資料を添えて、不服の申出をすることができる。

4 資格認定委員は、前項の不服の申出があったときは、再審査を行い、資格認定委員長に報告する。

5 資格認定委員長は、前項の報告があったときは、第三条第 7 項の規定に準じて、資格付与の可否を議決する。このとき再度不合格と議決した場合は、申請者は、第 1 項の継続申請及び第 3 項の不服の申出をすることができない。

(失効日を過ぎた者の申請の特例)

第七条 失効日までに第六条第 1 項の継続申請をしなかった者で、失効日から起算して 3 月を経過しない者は、第六条第 1 項の継続申請書により、新規の資格の申請をすることができる。

(認定の公開)

第八条 事務局は、認定者の合意があれば、資格認定者の氏名を GIS 資格認定協会 (GISCA) のホームページを通じて公開する。

2 前項の公開の期間は、当該資格の失効日までの期間とする。

(虚偽の申請により認定がなされた場合の措置)

第九条 虚偽の申請により、GIS 上級資格者の認定基準を満たさないにもかかわらず認定を行ったことが判明した場合には、幹事長は、資格認定委員長の了承を得て、認定の取消を行うとともに、事務局を通じて取消を行った者にその旨を書面により連絡し、認定証の返還を求めるものとする。

2 幹事長は、認定の取消に先立ち、虚偽の申請を行った者から要請があれば、日時及び場所を指定して弁明の機会を与えることができる。

附則 本規程の発効

本規程は、GISCA 幹事会の承認を経て発効する。